

新型コロナウイルス感染予防による「西山公園体育館・スポーツセンター」 の利用中止に伴う利用料金の還付について(9月29日更新)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、感染症を理由とする施設利用のキャンセルは、利用料金を全額還付いたします。なお、手続きなどは下記のとおり。

■対象期間：令和3年7月31日から令和3年10月21日の利用日

■還付可能な対象：

1. 新型コロナウイルスが原因で自主的にキャンセルするもの
2. 緊急事態宣言等の発出を受けて、**利用停止**となったもの
 - ①8月17日から8月19日までの夜間利用分
 - ②8月20日から9月20日までの利用分
 - ③9月21日から9月30日までの夜間利用分

■還付手続き期間：

令和3年8月2日(月)午前9時から利用日以降60日以内

▼西山公園体育館・・・午前9時～午後5時

(火曜日を除く)

▼スポーツセンター・・・午前9時～午後5時

(偶数月の第2火曜日を除く)

■還付方法：

1. 利用開始時間前までに電話等にてコロナが原因でキャンセルする旨を申し出てください。(利用停止となった利用区分の団体は除きます)
2. 上記手続き期間内に、各施設の受付窓口へ直接、**対象となる施設利用許可書を持参の上**、還付手続きを行ってください。(午前9時～午後5時の間)

■注意事項：

1. **既に利用中止に伴う半額還付を受けておられる団体**は、残りのキャンセル料を全額返金致します。ただし、手続きは、**西山公園体育館窓口のみ**とします。
2. 還付合計額が**30,000円**を超える団体様は事前にご連絡をいただきますようご協力をお願いします。ご連絡がなくご来館されましても、後日返金となる場合がございます。

■その他：

今後、市中感染の状況によっては、さらなる利用制限ならびに利用停止になる場合もございますので、逐一情報の確認をお願いします。ご不明な場合は西山公園体育館までお問合せください。

■**特例措置**(今回のコロナ感染が原因によるもののみ)

対象となる施設利用許可書(領収書)を持参できない場合は、施設利用許可書に記載されている団体の代表者本人が、本人確認できる書類を持参の上、還付手続きを行います。 ※免許証や健康保険証など